

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルの改訂



環境省では、災害時において石綿含有建材が使用されている建築物等が倒壊・損壊して外部に露出することや、多数の被災建築物等の解体等工事や大量の廃棄物処理が行われ、適切な飛散防止措置が講じられない場合には、平常時以上に石綿の飛散・ばく露が懸念されることから、災害時における石綿の飛散及びばく露防止に係る措置について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成しています。2026年4月に、能登半島地震及び奥能登豪雨の経験を踏まえたアスベストの露出が確認された建物の応急措置や周辺住民、ボランティア等への情報提供等について拡充した第4版へと改訂されました。概要は、以下の通りです。

『災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第4版）（令和8年4月）』

- 平常時における準備（第2章）
- 災害は政治の応急対応（第3章）
- 環境モニタリング（第4章）
- 調査・計画・届出（第5章）
- 解体等工事の周辺への周知（第6章）
- 解体等工事における石綿の飛散防止（第7章）
- 収集・運搬、中間処理・最終処分（第8章、第11章）
- 地方公共団体による一時保管（第9章）
- 水害や津波等における注意事項（第10章）
- 地方公共団体による立入検査（第12章）

平常時から準備することが望ましい資機材（一例）

- ヘルメット
- ハンマー
- 安全靴・長靴
- 防じんマスク
- 補修材・飛散防止材



災害時における
石綿飛散防止に係る
取扱いマニュアル

また、[環境省のホームページ](#)では、災害が発生した場合の初動時、応急対応時、復旧復興時の各段階における対応事項について、[対応管理シート](#)としてチェックリスト形式でまとめたものを公表しております。

当社の分析調査では、厚生労働大臣が定めた要件を満たす有資格者が対応いたします。

詳しくは、当社分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）まで、お気軽にお問い合わせください。

出典：[災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル第4版【概要版】（2026年6月9日時点）](#)

資料 [2026年4月改訂 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル](#)

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>